

船舶事故等調査報告書

平成26年10月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第85号
事故等種類	座洲
発生日時	平成26年4月29日 15時00分ごろ
発生場所	山口県周防大島町笠佐島北方沖 周防大島町所在の大磯灯台から真方位254° 1,550m付近 (概位 北緯33° 57.0′ 東経132° 09.7′)
事故等調査の経過	平成26年5月14日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 神晴丸、135トン 140998、月星海運株式会社、有限会社マリノス B バージ 神晴一号、不詳 なし、有限会社マリノス
乗組員等に関する情報	船長A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、鋼材約1,923tを積んだB船の船尾凹部にA船の船首を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、笠佐島北西方沖を手動操舵で北東進した。 船長Aは、笠佐島北方沖に多数の遊漁船を認めたので、減速して航行を続け、B船の船首方近距離を左方に通過する遊漁船を避けようとし、右転して機関を後進にかけたところ、平成26年4月29日15時00分ごろ、A船押船列は、約4ノットの対地速力で笠佐島北方に拡張する浅瀬に座洲した。 船長Aは、直ちに停船して機関室及び各タンクを調査したが、浸水や損傷がなかったので、航行を続けた。 A船は、本インシデント後入渠したが、船底外板、プロペラ等に異常は確認されなかった。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 低潮時、潮流 転流時
その他の事項	A船の喫水は、船首約4.0m、船尾約5.0mであった。 船長Aは、本インシデント発生場所付近の航行経験が豊富であり、本インシデント発生場所付近には、浅瀬が拡張していることを知っていた。
分析 乗組員等の関与	あり

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし A船押船列は、笠佐島北方沖を北東進中、船長AがB船の船首方近距離を左方に通過する遊漁船を避けようとして右転したことから、右方に拡張する浅瀬に座洲したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、A船押船列が、笠佐島北方沖を北東進中、船長AがB船の船首方近距離を左方に通過する遊漁船を避けようとして右転したため、右方に拡張する浅瀬に座洲したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船などの小型船の動きに注意して航行すること。